

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	17	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
要望項目名	被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地</p> <p>・特例措置の内容 <現行制度の概要> 市町村長が認めた場合に限り、原則として被災後2年度の間、上記の土地を住宅用地とみなして固定資産税等を軽減する特別措置</p> <p><要望内容> 上記の特別措置について、被災後2年度の間という適用期間を延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第349条の3の3、第702条の3 地方税法施行令第52条の13 地方税法施行規則第12条の3</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 災害により住宅が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の生活の再建を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 災害により滅失又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、市町村長が認めた場合に限り、被災後2年度分（被災市街地復興推進地域内の土地については被災後4年度分）の固定資産税等について住宅用地特例を適用し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。 しかし、宅地の復旧等に時間を要するなどのやむをえない事情により、住宅を失った被災者が被災後2年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合も想定されるところ、そのような場合は3年度目から住宅用地特例が適用されなくなるために被災者の負担が増加し、被災者の生活再建が遅れることが懸念される。 そのため、被災者の早急な生活再建を支援するために、被災後3年度目以降も住宅用地特例を適用し、被災者の負担を軽減する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
		ページ	17-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）</p> <p>2. 東日本大震災等からの復興</p> <p>（2）熊本地震と自然災害からの復興</p> <p>平成 28 年熊本地震の被災地では、復旧・復興や地域産業の再生が着実に進展しているが、被災者の生活再建を早期に実現するため、災害公営住宅の整備や自宅再建の支援など、住まいを確保するための取組を引き続き進める。また、通行止めの道路や運転休止の鉄道など被災地域のインフラや熊本城の復旧に向けて取り組むとともに、熊本地震で被災された方々に寄り添った、きめ細かな支援策を引き続き実施する。</p> <p>また、熊本地震の後も、全国各地で自然災害が相次いでいる。こうした自然災害からの復旧・復興に向けて、被災者の一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、全力で取り組む。</p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>災害により住宅を失った被災者が、宅地の復旧に時間を要するなどのやむを得ない事情により被災後 2 年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、住宅の再建を望みつつも、宅地の復旧に時間を要するなどのやむを得ない事情により、被災後 2 年度を経過しても住宅の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、災害により住宅が滅失又は損壊した被災者の生活の再建に資するものである。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	災害により住宅を失った被災者が、宅地の復旧に時間を要するなどのやむを得ない事情により被災後2年度を経過しても住宅の再建に着手できない場合であっても引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な生活再建に資するものである。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—